(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造(以下「良好な環境の保全等」という。)について、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の持続に寄与し、ひいては地球環境保全に貢献することを目的とする。

【趣旨】

本条は、本条例制定の目的を示しています。

【解説】

環境基本法の「目的」に準ずるもので、条例制定の目的を定めたものです。

本条例において「良好な環境の保全及び創造」とは、人の活動により地球全体に環境破壊が広がり続けている現状を踏まえ、身近な地域から環境を守り育む活動を行う ことにより快適な環境を将来に繋いでいくことを指します。

本条例においては、環境に関する全ての法律の最上位に位置する環境基本法と群馬 県環境基本条例に加え、近年の持続可能な社会に向けたSDGs※や温室効果ガス排 出実質ゼロを目指す取組の推進といった潮流を踏まえ、良好な環境の保全及び創造に ついて、基本理念、町、町民及び事業者の責務、施策の基本となる事項等を定めるこ とにより、良好な環境の保全及び創造に関する施策を推進し、将来にわたって町民の 健康で文化的な生活の持続に寄与することを目的としています。また、町、町民及び 事業者が日常的に環境への負荷を低減することで、地球環境保全に貢献することも目 的としています。

※SDGs…Sustainable Development Goals (=持続可能な開発目標)。2015年、 国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核となるもの。2030年までに地球が抱える問題を解決するための世界共通の目標で、17の ゴール(目標)が掲げられ、その全てが大なり小なり環境に関連している。 (定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全 上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
 - (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、町民の健康で文化的な生活の持続に寄与するものをいう。

【趣旨】

本条は、本条例における用語を定義しています。

【解説】

本条例で用いられる用語のうち、重要な概念を示している「環境への負荷」、「地球環境保全」について定義するものです。

- (1) 「環境への負荷」とは、日常生活や事業活動といった人の活動に起因するもので、 具体的にはごみの焼却処理や自動車の利用、生産活動における石油等の化石燃料の 使用による大気中への二酸化炭素の排出、適切な処理がされていない汚水が河川に 排水されることによる河川の水質汚濁等を指します。
- (2) 「地球環境保全」とは、温室効果ガスやフロン類の排出、レジ袋やプラスチック ごみ等の海洋への流出、開発や乱獲等、人の活動による大気、水環境、生物といっ た地球全体の環境に影響を及ぼす事態に対する環境の保全であって、その中でも人 類全ての福祉に貢献し、町民の健康で文化的な生活の持続にも寄与するものを指し ます。

(基本理念)

- 第3条 良好な環境の保全等は、町民が健全で恵み豊かな環境の恩恵を受けるとと もに、その環境が将来の世代へ継承されるように適切に行われなければならな い。
- 2 良好な環境の保全等は、持続的に発展可能な社会の構築を目指して、町、町民 及び事業者が環境資源は有限であることを認識し、自主的かつ積極的に環境への 負荷を低減する行動に取り組むとともに、互いに協力して行われなければならな い。
- 3 地球環境保全は、地域の環境が地球の環境と深く関わっていることに鑑み、 町、町民及び事業者の日常生活及び事業活動において、積極的に推進されなけれ ばならない。

【趣旨】

本条は、良好な環境の保全及び創造についての基本理念を定めています。

【解説】

本条は、良好な環境の保全及び創造に取り組んでいく上での基本理念を規定しています。

第1項は、環境は先人から贈られたものであると同時に将来の町民からの預かりものでもあり、町民が将来に渡り健全で恵み豊かな環境の恩恵を受けるためには、良好な環境の保全及び創造が適切に行われる必要があるとするものです。

第2項は、持続的に発展可能な社会の構築を目指して、町、町民及び事業者が水、 大気等の環境資源は限りがあるとの認識の下、自らの活動において環境への負荷が生 じていることを自覚して、自主的かつ積極的に環境への負荷を低減する行動に取り組 むとともに、互いに協力していくことが良好な環境の保全及び創造に必要であるとす るものです。

第3項は、町、町民及び事業者が地域の環境の変化が地球全体の環境の変化に影響を与えていることを認識し、各々の日常生活、事業活動においても地球環境保全を意識した行動をとる必要があるとするものです。

(町の責務)

- 第4条 町は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、良好な環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、推進する責務を有する。
- 2 町は、町民及び事業者の環境への理解を深めるとともに、良好な環境の保全等に取り組む意欲を高めるため、必要な措置の実施に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、良好な環境の保全及び創造に係る町の責務を明らかにしています。

【解説】

第1項は、町は、環境の将来の世代への承継、持続的に発展可能な社会の構築、地球環境保全の積極的な推進といった基本理念にのっとり、ごみの減量化に関する施策や合併処理浄化槽及び下水道の整備といった河川の水質汚濁の防止に関する施策等、基本的かつ総合的な施策を策定し推進することとするものです。

第2項は、町は、環境イベントの実施や小型家電、廃食用油の回収等といったごみの減量化やリサイクルの推進のための施策を行い、環境への意識の向上に取り組んでいますが、町民及び事業者がより環境への理解を深め、良好な環境の保全及び創造に取り組もうとする意欲を高めるために必要な措置の実施に努めるとするものです。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、自ら環境への理解を深め、良好な環境の保全等に努めるとともに、町が実施する良好な環境の保全等に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

【趣旨】

本条は、良好な環境の保全及び創造に係る町民の責務を明らかにしています。

【解説】

町民は、自主的かつ積極的に環境への負荷を低減することに取り組むとする基本理 念にのっとり、自ら環境についての理解を深め、ごみの減量化や緑のカーテンとなる 植物を育てるといった活動を行うなど、身近なところから環境を守り育む活動を行う ことにより快適な環境を将来に繋いでいくことに努めるものとします。

また、町が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力することも、町民の責務とします。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの活動が環境に与える影響を考慮 し、良好な環境の保全等に努めるとともに、町が実施する良好な環境の保全等に 関する施策に積極的に協力する責務を有する。

【趣旨】

本条は、良好な環境の保全及び創造に係る事業者の責務を明らかにしています。

【解説】

「事業者」とは、一定の目的を持った業務を継続的に行う者のことをいい、営利目 的の業務を行う者に限らず、公益・公共事業者も含まれ、国や地方公共団体も「事業 者」に該当します。

事業者は、自ら環境に与える影響をより考慮する立場にあり、製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たっては、廃棄物の排出抑制や排水基準の遵守、工場の緑化等といった既存の取組に加え、更に良好な環境の保全及び創造に努めるとともに、町民同様、町の実施する環境施策にも積極的に協力することを責務とするものです。

なお、事業活動には、本町の限られた土地の利用に際して環境に著しい影響を与える土地の形状の変更や、工場等の新設や増設などの建設行為も含むものとします。

(基本方針)

- 第7条 町は、良好な環境の保全等に関する施策を策定し、実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を旨として、各種の施策との連携を図りつつ推進するものとする。
 - (1) 身近な自然の保全及び創造、環境に配慮した社会基盤整備等により、将来に わたり健全で恵み豊かな環境を維持できる地域づくりを行うこと。
 - (2) 省資源及び省エネルギーの推進、廃棄物の適正処理、減量化の推進等により、環境への負荷の少ない循環型社会づくりを行うこと。
 - (3) 環境に関する情報提供の充実、環境教育及び環境学習の振興等により、環境に関心を持ち、地球環境保全に責任を持つ人づくりを行うこと。
 - (4) 町、町民及び事業者が協働の下で良好な環境の保全等に関する施策が行われる仕組みづくりを行うこと。

【趣旨】

本条は、良好な環境の保全及び創造に関する施策の策定・実施に関する基本方針に ついて定めたものです。

【解説】

- (1) 住宅地と工場、事務所、商店等が町の大部分を占める本町において、自然とふれ あえる場所は限られた範囲となっていますが、いずみ緑道等は町民の憩いの場とし て親しまれています。この限られた自然を保全しつつ、各家庭での緑のカーテンの 普及など身近なところから自然の創造を呼びかけるとともに、公園や街路樹、下水 道といった社会基盤の整備等を推進することにより、将来に渡り健全で恵み豊かな 環境を維持できる地域づくりを行うことが必要であるとするものです。
- (2) 環境への負荷を低減するには循環型社会の構築が必要であり、そのために4R運動※をはじめとする更なる省資源及び省エネルギーの推進、廃棄物の適正処理及び減量化等を行っていくとするものです。
- (3) 良好な環境の保全及び創造のためには、まずは環境に関心を持つことが必要です。 環境に関する情報提供の充実、児童生徒への環境教育及び誰もが学べる環境学習の 振興等により、環境へ関心を持ち、良好な環境の保全及び創造が自らの課題である ことを自覚し、地球環境保全に責任を持つ人づくりを行っていくとするものです。
- (4) 良好な環境の保全及び創造に関する施策の実施に当たっては、「大泉町みらい創

造羅針盤~大泉町総合計画2019~」の基本理念に基づき、町、町民及び事業者が各々の役割と責任を認識し行動する協働の精神が大切であり、そのための仕組みづくりが必要であるとするものです。

※4R運動

Refuse (リフューズ) : ごみになるものは事前に断る。

Reduce (リデュース):ごみになりそうなものは買う量・使う量を減らす。

Reuse (リユース):修理をしたり繰り返し使用して、ものの寿命を延ばす。

Recycle (リサイクル) : 資源として再生利用する。

これらの4つの言葉の頭文字 (R) をとった運動で、日常生活の中で4つのRを 実施して、ごみを減らす取組

(環境基本計画)

- 第8条 町長は、前条の基本方針に基づき、良好な環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、大泉町環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 良好な環境の保全等に関する目標
 - (2) 良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ町民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、大泉町環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 町長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

【趣旨】

本条は、大泉町環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)に関する事項について定めたものです。

【解説】

町長は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定しなければならないとするものです。

第1項は策定の目的及び義務、第2項は基本計画の内容、第3項は町民等の意見の 反映及び策定の手続、第4項は公表に関し規定するもので、第5項は環境基本計画の 変更の際は、第3項・第4項の規定を準用するとするものです。

環境基本計画は、良好な環境の保全及び創造を実施するための町全体の計画であることから、町民等から幅広い意見を求めるとともに、大泉町環境審議会から専門的な知識に立った意見等を受けて策定します。策定した環境基本計画は公表し、町、町民及び事業者が協働の下取り組んでいきます。

(町の施策と環境基本計画との整合)

第9条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当 たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

【趣旨】

本条は、町の施策と環境基本計画との整合を図ることを定めたものです。

【解説】

本条は、環境基本計画が町の環境政策の基本となるものであり、環境に影響を及ぼ すと認められる町の施策を策定し実施するときは、環境基本計画で定めた内容と適合 するよう定めるものです。

(調査及び研究)

第10条 町は、良好な環境の保全等に関する施策を策定するに当たっては、環境 の現状の把握、変化の予測及び変化による影響等、必要な調査研究を実施するも のとする。

【趣旨】

本条は、調査研究の実施について定めたものです。

【解説】

良好な環境の保全及び創造に関する施策を策定するに当たっては、現在の環境の状況はどうなっているか、施策を実施することにより環境がどのように変化するか、環境が変化した結果どのような影響があるか等、その施策を実施する前に必要な調査研究を行うとするものです。

(国及び他の地方公共団体等との協力)

第11条 町は、良好な環境の保全等を図るために広域的な取組が必要とされる施策について、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、国及び他の地方公共団体との協力について定めたものです。

【解説】

良好な環境の保全及び創造を図るためには、町内に限らず、より広域的な取組を必要とする施策も考えられるため、国、他の自治体及びごみの広域処理を行う大泉町外二町環境衛生施設組合(大泉町、千代田町、邑楽町)、太田市外三町広域清掃組合(太田市、大泉町、千代田町、邑楽町)等とも協力していくこととするものです。

(環境審議会)

- 第12条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、大泉町 環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
- 2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 良好な環境の保全等に係る基本的事項に関すること。
 - (2) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
 - (3) その他町長が必要と認める事項
- 3 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10名以内とし、町長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。
- 6 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 7 審議会の庶務は、都市建設部において処理する。
- 8 第1項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、大泉町環境審議会(以下「審議会」という。)の設置等について定めるものです。

【解説】

環境基本法44条には、環境の保全に関する基本的事項を調査審議させる等のために審議会を設置できる旨が規定されており、その規定に基づき本町に審議会を設置するものです。良好な環境の保全及び創造に係る基本的事項及び環境基本計画の策定等について、あらゆる観点から調査審議を行います。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

【趣旨】

本条は、この条例の施行に関し必要な事項について、規則等により別に定めることを規定したものです。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(大泉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改 正)

2 大泉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和50 年大泉町条例第11号)の一部を次のように改正する。

另	表中	土地利用審議	会委員	日額	8, 6(00円	11		を	
Γ	土地利月	審議会委員	日額	8, 6	600円		IJ) = Ih	・よっ	
	環境審議会委員 日額			8, 6	500円	,,		رتا ت ا	に改める。	